

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年7月8日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージⅡ-4（インド、インドネシア、ベトナム）（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型）】

業務名称：全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージⅡ-4（インド、インドネシア、ベトナム）（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））

調達管理番号：26a00185

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 7 月 8 日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージⅡ-4（インド、インドネシア、ベトナム）（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2026 年 9 月から 2027 年 12 月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第 1 回（契約締結後）：契約金額の 32%を限度とする。

2) 第 2 回（契約締結後 13 か月以降）：契約金額の 8%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(7) 部分払の設定²

本契約については、1 会計年度に 1 回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026 年度末 (2027 年 2 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

評価部事業評価第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 7 月 14 日 まで
2	入札説明書に対する質問	2026 年 7 月 14 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 7 月 17 日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出	2026 年 7 月 24 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026 年 8 月 12 日 10 時 30 分
7	技術評価説明の申込（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

本項目については本章別添1の「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者となります。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 技術提案書作成要領」に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/2SjPrFhWuM>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

(3) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（4）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICA にて責任をもって削除します。

8. 入札書

- （1）入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。

(5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落) 随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙1「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

なお、本件は要員の評価を行うため、別紙1「技術提案書評価配点表」の配点を例外的に設定しております。具体的な配点は別紙1よりご確認ください。

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：(最低見積価格／それ以外の者の価格) × 100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を

提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点 = $(\text{予定価格} \times 0.8 / N) \times 100$ 点

＊最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

（４）総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

（５）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が２者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- １）技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- ２）入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- ３）当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1． 契約書作成及び締結

- （１）落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- （２）速やかに契約書を作成し締結します。
- （３）契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2． フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願い

します。

【事後評価業務における排除者条項（2026 年度版）】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません⁴。

1. 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
2. 本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことがある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
3. 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
4. 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記 1. の業務従事の形式に加え、その内容（TOR から生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧 OECF、旧 JBIC を含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記 1. に関わらず本件業務には参加できません。

5. JV による応札で上記 1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV 間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。

⁴ 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第2版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014年12月）を参照ください。

6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

上記1. ①～④に該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務の TOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について（従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて）、7月17日（金）12時までに、評価部事業評価第一課宛（evte1@jica.go.jp）に情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前に JICA への連絡を行っていない場合でも、JICA からプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

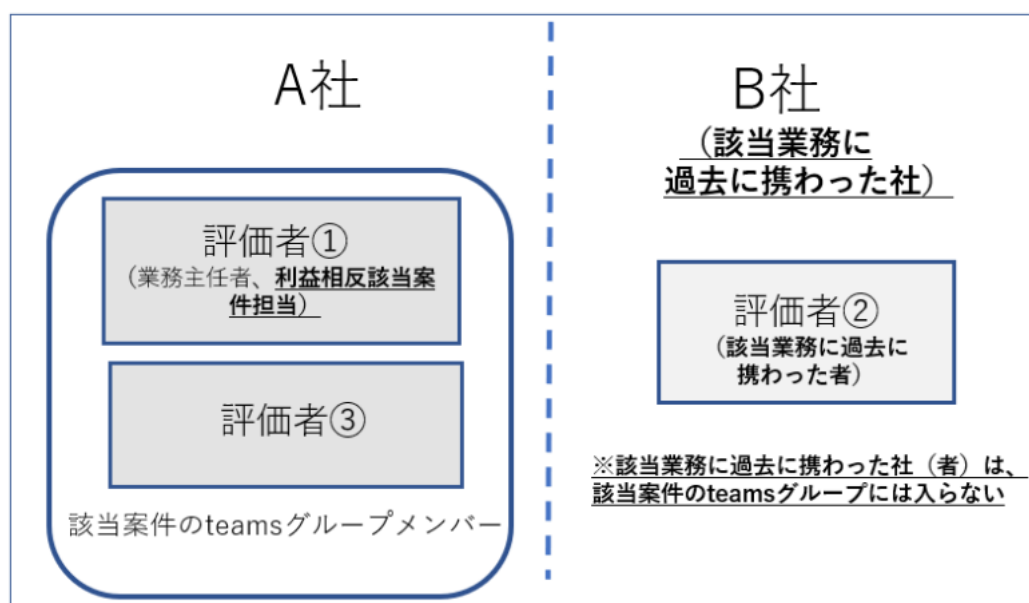
関連番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係(*2)	利益相反の防止策 (*3)
①	(例)準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、評価の判断とは直接の関係が無い。	本業務の業務主任者・該当案件の担当者（評価者）は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
②、③、④	(例)案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。0.5人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、受託内容と評価判断（セミナーの成果）とは直接の関係が無い。	
①	(例)J/Vの一員（A社）がX事業で、案件準備の業務受託をした。5人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある	X事業の事後評価は業務主任者・担当者とともにJVを構成するB社が担う。その際、

		る。	A 社と B 社で情報共有を遮断する体制を確保する。
--	--	----	----------------------------

(※1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(※2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(※3) 利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICA に提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合う Teams グループを作成し、対象の者（社）が入らないように、グループを設定する。



排除者条項にかかる申告書

1. 応札社名

調達件名	
応札社名 (共同企業体の場合は代表社名)	
責任者名 (役職) (所属先) (連絡先)	

2. 排除者条項に関する確認事項

【事後評価業務における排除者条項（2026 年度版）】を確認の上、いずれかの該当する回答欄に○をつけてください。

No	確認項目	回答
1	【事後評価業務における排除者条項（2026 年度版）】について、 1. ①～④に該当しません。	
2	【事後評価業務における排除者条項（2026 年度版）】について、 構成員が1. ①～④に該当していますが、本申告書の提出に先立ち、JICA へ利益相反の事前確認を行っており、利益相反に関する防止策を講じた上で参画可能との回答を受領しています。	

3. 申告内容に関する署名

上記のとおり、現時点において利益相反に該当する事実がないことを申告いたします。
虚偽の申告が判明した場合、JICA の規定に従って必要な対応が取られることに同意します。

署名欄

日付 ○年○月○日

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係る技術提案書作成上の留意点

1. 記載上の留意点

- 競争参加者は、本特記仕様書に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、技術提案書にて提案してください。
- この他、技術提案書に一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 技術提案書作成に係る留意事項」を参照してください。

2. 特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、競争参加者の知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第3条（2）調査・分析の実施基準
2	現地調査補助員の傭上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	第3条（5）ローカルリソースの活用
3	運用効果指標について、より適切に事業効果を測る代替指標があれば、その指標及び入手方法について	第3条（9）④ベトナム ハノイ市環状3号線整備事業（マイジックータロン南間）

【2】特記仕様書

（契約交渉相手方の技術提案書内容および契約交渉を踏まえて、必要な修正等を施した上で、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的と範囲

- 本業務は、2026年度外部事後評価として、DAC 評価6 基準による評価を行うものである。
- 本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

No.	国名	スキーム	案件名	指定言語 (※1)	定性/定量 調査	IRR再計算	その他 (※2～7)
1	インド	円借款	官民連携インフラ・ファイナンス促進事業	—	—	—	—
2	インド	円借款	ムンバイ湾横断道路建設事業（第一期）、ムンバイ湾横断道路建設事業（第二期）、ムンバイ湾横断道路建設事業（第三期）	—	—	EIRR FIRR	—
3	インドネシア	円借款	ガジャマダ大学産学連携施設整備事業	—	—	EIRR	—
4	ベトナム	円借款	ハノイ市環状3号線整備事業（マイジックータンロン南間）	ベトナム語	—	EIRR	—

（注）該当がない欄は、「—」としています。該当のある場合のみ記載しています。

- ※1 指定言語：日本語と英語以外で、現地説明資料・質問票・報告書（案）を作成する言語
- ※2 ノンスコア（主体的振り返りの詳細分析）を含む案件
- ※3 「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用の案件
- ※4 衛星データ利用の案件
- ※5 ウェルビーイングにかかる調査を含む案件
- ※6 誰一人取り残さない（Leave No One Behind、以下「LNOB」とする。）にかかる詳細分析を含む案件
- ※7 簡易型評価

第2条 業務の背景・経緯

- 発注者は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。
 - （1）事業の成果を評価することにより、日本国民および対象国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。

(2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、対象国政府及び発注者による当該事業及び将来事業における改善を図ること。

- 技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 情報の取り扱い

- 本業務により作成される評価報告書等は、発注者のウェブサイト上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、発注者の個人情報の保護に関する実施細則（平成17年細則（総）11号）等に基づく取扱いとなる。
- 本業務での暫定的な評価を調査対象実施機関（以下、「実施機関」とする）に説明する際には、当該内容は確定前の情報であり、確定時にはそれと異なる結果となる可能性もあるため、情報の取扱いに留意する。

(2) 調査・分析の実施基準

- 事後評価に当たっては、発注者が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性）⁵及び（4）参考資料に準拠すること。本業務にて収集・同定されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行う。

(3) 発注者による様式等の提示

- 評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、（4）参考資料の「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

(4) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

⁵ 提案を求める事項1：評価6基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、技術提案書で提案すること。

➤ 公開資料

(ア)評価に関するガイドライン等

(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>)

ア) 外部事後評価レファレンス (2026年度版)

イ) JICA 事業評価ガイドライン 第2版

ウ) JICA 事業評価ハンドブック (Ver.3.1)

(イ)その他

☒ 環境社会配慮ガイドライン

(<https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/guideline.html>)

☒ 事業事前評価表⁶ (事業事前評価表が未公表の場合は、以下の報告書等をご参照ください。)

☒ 既存事業・調査の報告書等⁷

➤ 配布資料

(ア) 契約締結前に配付する資料

☒ 【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 2026

☒ 【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス (2018 年度改訂版)

☒ 【ひな型】評価報告書_資金協力 (英) _2026

☒ 【ひな型】評価報告書_資金協力 (和) _2026

☒ 【ひな型】評価方針_事前事後比較表_円借款 _2026

(イ) 契約締結前に、誓約書取り交わしの上で、JICA評価部から提供する資料

以下の資料については、JICA評価部 (jicaev@jica.go.jp) へ連絡し入手してください。受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

☒ 有償資金協力事業にかかる資料

➤ インド「官民連携インフラ・ファイナンス促進事業」PCR、審査調書

➤ インド「ムンバイ湾横断道路建設事業 (第一期)」PCR、審査調書

➤ インド「ムンバイ湾横断道路建設事業 (第二期)」PCR、審査調書

➤ インド「ムンバイ湾横断道路建設事業 (第三期)」PCR、審査調書

➤ インドネシア「ガジャマダ大学産学連携施設整備事業」PCR、審査調書

➤ ベトナム「ハノイ市環状3号線整備事業 (マイジックータンロン南

⁶ 事業評価案件検索サイト (<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>) にて、案件名で検索して参照ください。

⁷ JICA 図書館 (<https://libportal.jica.go.jp/library/public/index.html>) にて、案件名またはキーワードで検索して参照ください。ただし、報告書が公表されていない案件もあることに留意。

(ウ) 契約締結後に配付する資料

- ☒ 報告書等のひな型
- ☒ IRR再計算シート及び計算確認シート

(5) ローカルリソースの活用

- 業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員⁸を確保すること。
 - ① 実施機関や発注者の現地事務所を含む関係者や面談対象者等との連絡・調整
 - ② 既存情報収集の支援
 - ③ サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
 - ④ 質問票の回収や面談後のフォローアップ

(6) 評価プロセスにおける発注者への確認

- 評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。なお、事前事後比較表については、発注者が開催する検討会において、発注者に説明し、承諾を得る。
- 各プロセスにおいては、発注者の複数関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。
 - ① 評価方針（和文）の確定 (25～40 営業日)
 - ② 事前事後比較表（和文）の確定 (25～35 営業日)
 - ③ 評価報告書（和文）の最終確定 (30～50 営業日)
 - ④ 評価報告書（英文）の確定 (25～45 営業日)

(7) 発注者及び関係者との連絡・調整

- 発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に発注者から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が対象国の実施機関等の関係機関や発注者の在外事務所（支所を含む）に対する面談・会議の手配を行うこと。

⁸ 提案を求める事項2：本業務では、現地業務の効率的、合理的な実施のため、特殊傭人費（一般業務費）での現地調査補助員の備上を想定している。現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、技術提案書で提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましい。

(8) 現地調査対象範囲と安全配慮

- 原則として、全事業サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。なお、全事業サイトにおける業務従事者及び現地調査補助員の踏査サイトについては、(9)の個別案件の「(ア) ウ) 現地渡航及び安全配慮」を参照すること。
- 業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査により実施する。案件ごとの具体的な対応は以下(9)のとおり。

(9) 各評価案件の評価実施方針・対象範囲

① インド 官民連携インフラ・ファイナンス促進事業

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：

インド全土

イ) 実施機関：India Infrastructure Finance Company Limited (IIFCL)

ウ) 現地渡航及び安全配慮⁹

☒ 業務従事者は現地調査補助員とともに、デリー市に所在する財務省及び実施機関の IIFCL を踏査して情報収集する。また、原則全サイトの現状把握を行うことを想定するが、すべてのサイトを踏査することは困難なため、業務従事者は現地調査補助員とともに、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想の対象 7 州のサブプロジェクトから最大 3 案件及びチェンナイ・ベンガルール産業回廊構想の対象 4 州のサブプロジェクトから最大 2 案件を選定し、踏査して情報収集する。^{10]}

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

☒ 本条（2）の記載以外の特段の指定はしない。

本条（2）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

⁹ デリー市に所在する財務省及び実施機関の India Infrastructure Finance Company Limited (IIFCL) を踏査するとともに、IIFCL の許可・助言を得た上で、ラジャスタン州・ビカネール市の太陽光発電所及び同発電所の電力供給先の一つとして、ラジャスタン州・ニムラナ市に所在するニムラナ工業団地を踏査して情報収集することを想定している。

¹⁰ サブプロジェクトは IIFCL の許可・助言を得た上で選定する想定。ラジャスタン州・ビカネール市の太陽光発電所及びアンドラ・プラデシュ州・アナンタプル県の風力発電所ならびに各発電所の電力供給地のひとつとして、ラジャスタン州・ニムラナ市に所在するニムラナ工業団地とアンドラ・プラデシュ州のアナンタプル県に所在するペヌコング工業団地を想定している。

ア) 整合性

- ☒ 本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに（過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に）、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。

イ) 有効性・インパクト

- ☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。
- 事前評価表に記載された運用効果指標：①サブローンの承諾・貸付総額、②サブローンの承諾・貸付件数、③PPP 事業及び純民間事業への融資額／総融資額（％）、④PPP 事業及び純民間事業への融資件数／総融資件数（％）
- 事前評価表に記載された定性的効果指標：民間資金の活用によるインフラ整備、持続的な経済発展

ウ) 持続性

- ☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。
- 持続性については、IIFCL の組織・体制面、技術面、財政面、運営・維持管理の状況等、既定の確認事項について調査し、IIFCL の PPP インフラ開発に資する事業の継続可能性について本事業で整備した施設の稼働状況や維持管理状況も含めて確認する。

(ウ)環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月版）」適用
- 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ FI に分類され、金融仲介者等に融資を行い、JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、且つそのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されていた。また本事業では、IIFCL がインド国内法制度及び左記のガイドラインに基づき、各サブプロジェクトについてカテゴリ分類を行い、該当するカテゴリに必要な対応策が取られることとなっていた。このため、本事業がインド国内法制度及び左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを

調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のフィリピン共和国「工業・支援産業拡充事業」では、フィリピン共和国「工業・支援産業拡充事業」の事後評価結果等から、ツーステップローンの場合には、事業目的や市場金利の状況を念頭に置きながら、その金融機関が有する融資スキームを柔軟に活用する必要があるとの教訓を得ている。また、先行して IIFCL を支援している世界銀行及びアジア開発銀行からは、環境社会配慮部門の強化が課題であるとの教訓を得ている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。

(オ)誰一人取り残さない (Leave No One Behind : LNOB) の視点について：

☒ 本事業の最終受益者として、広くインド国民が想定されるが、PPP インフラ開発に伴う資金供与という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

② インド ムンバイ湾横断道路建設事業(第一期)、ムンバイ湾横断道路建設事業(第二期)、ムンバイ湾横断道路建設事業(第三期) (一体評価)

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：マハラシュトラ州ムンバイ都市圏

イ) 実施機関：ムンバイ都市圏開発庁 (MMRDA)

ウ) 現地渡航及び安全配慮

☒ 業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイト (マハラシュトラ州ムンバイ都市圏におけるムンバイ中心部からムンバイ湾を挟んだ東郊のナビ

ムンバイ地域を接続する全長約 18km の 海上道路及び全長約 4km の陸上アプローチ道路) の現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

- ☒ 本案件では複数案件を一体的に評価する。一体評価を行うにあたり、インプット→アウトプット→アウトカム の関係を図示化し、案件間の関係を可能な限り構造化する。

本条 (2) 調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

- ☒ 本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに（過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に）、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。⁶

イ) 有効性・インパクト

- ☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。
 - 事前評価表に記載された運用効果指標：①年平均日交通量（PCU/日）、②ピーク時における所要時間（分）Sewri セウリ-Chirle チルレ区間（一般道路にて Vashi 橋を経由）¹¹、③旅客数（千人/年）、④貨物量（千トン/年）
 - 事前評価表に記載された定性的効果指標：ムンバイ都市圏の交通渋滞の改善、移動の定時制確保による利便性の向上、ムンバイ中心部からナビムンバイ地域等への連結性向上、ムンバイ都市圏の広域的経済発展

ウ) 持続性

- ☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。
 - 対象施設は、海上道路（約 18km、片側 3 車線、上部工（PC 箱桁及び一

¹¹ 評価者による実測を想定。

部鋼床版箱 桁約 4km を含む)、下部工・基礎工 (パイルベント及び場所打ち杭)、陸上アプローチ道路 (約 4km)、主要幹線道路への接続部、付帯施設 (料 金所、管理施設等)、交通安全施設及び高度道路交通システム (ITS) (電子料金収受システム (ETC)、管制センター等)

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ A に分類され、道路・橋梁セクター及び影響を及ぼしやすい特性に該当し、住民移転、用地取得、漁民の生計に対する影響が発生する見込みとされていた。また、供用後は実施機関が大気質や騒音・振動、移転後の住民の生活状況のモニタリングを実施するほか、工事中・供用時においてフラミンゴ等鳥類の生息状況及び植樹したマングローブの生育状況のモニタリングを行うとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、大気汚染や騒音等適切な対策が行われたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたか、漁民の生計への影響等を調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のタイ王国、ラオス人民民主共和国「第 2 メコン国際橋架橋事業」では事後評価等から、包括的な観点からのインフラ整備が重要である事業においては、他の道路網・交通網の整備状況や開発計画も十分分析・検討した上で案件準備を行うことが重要であるとの教訓を得ている。本事業においては、事業実施段階においては本事業に関係し得る道路及びその他の 開発計画等について包括的に十分調査し、本事業の最大限の開発効果発現のため、本事業対象地域の広域的な交通ネットワーク構築のための提言を行うこととされていた。

また、フィリピン共和国向け円借款「幹線道路橋梁改修事業」の事後評価等から、雨季・乾季を考慮した施工時期の妥当性を実施機関及びコンサルタントが確認 することで、妥当な工期で建設でき、自然災害による事業実施への影響を最小 限に抑えることができるとの教訓も得られている。本事業では、降水量が大幅に増加するムンバイの雨季を考慮

した施工スケジュールを設定して実施機関と合意済みであり、そのスケジュールに沿って事業が進められていることとされていた。

(オ) 誰一人取り残さない (Leave No One Behind : LNOB) の視点について :

- ☒ 本事業の最終受益者として、広くムンバイ都市圏の住民が想定されるが、広くムンバイ都市圏の経済発展に寄与する道路の建設という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

- ☒ 本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

③ インドネシア ガジャマダ大学産学連携施設整備事業

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲 :

ジョグジャカルタ特別州 ジョグジャカルタ市及びクロンプロゴ県 (ガジャマダ大学キャンパス及び同学関連用地)

イ) 実施機関 : 研究・技術・高等教育省 (Ministry of Research and Technology and Higher Education)、ガジャマダ大学 (Universitas Gadjah Mada)

ウ) 現地渡航¹²及び安全配慮

- ☒ 業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

(イ) 評価6基準の評価に関する留意点

- ☒ 本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2) 調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

- ☒ 本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の

¹² 現地渡航はイスラム教の祝日 (主にラマダン・イード) とその前後の実施機関の休暇取得等を考慮して計画すること。

他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに（過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に）、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標：①修士・博士課程の学生数（人）、②職業訓練校卒業生構成（%）¹³、③学生一人当たり床面積（㎡）、④国際論文発表数(scopus index)、⑤研究開発製品の試作品数、⑥卒業後1年以内の就職率（%）、の変化。また補助指標である QS 国際大学ランキング¹⁴、の変化。
- 事前評価表に記載された定性的効果指標：高度産業人材育成、高等教育の改善、研究・開発活動の増加に伴う 企業の生産活動誘発効果、生産技術普及による雇用創出

ウ) 持続性

☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。

- 対象施設は、教育・研究・職業訓練施設建設（10 施設）。調達機材は、成分分析機、顕微鏡、歯科医師台、ドローン、ソフトウェア、工業用ロボット、試作品製造用加工機器等。

（ウ）環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

（エ）過去の類似案件からの教訓

¹³ ディプロマ 3 は専門高等教育 3 年修了、ディプロマ 4 は専門高等教育 4 年修了を意味する。

¹⁴ 大学の国際ランキング指標の一つであり、各国学者によるレビュー（40%）、雇用者の評価（10%）、学生一人あたり教員比率（20%）、教員一人あたり論文引用数（20%）、外国人教員比率（5%）、留学生比率（5%）の6つの評価基準に与えられるスコア合計で決定される。

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- ・「ガジャマダ大学整備事業」の教訓を踏まえ、利用者のニーズに合わせた機材内容の柔軟な変更を認めること、毎年更新される入手しやすい情報を指標に設定することについて合意している。
- ・インドネシア「バンドン工科大学整備事業(II)」の教訓を踏まえ、学部ごとの維持管理に加えて、学内の資産管理を統合的に行う部署を設置し、資産管理データベースを構築することで適切な維持管理を図る。
- ・インドネシア「ボゴール農業大学整備拡充事業(2)」やベトナム「カントー大学農学部改善計画」の教訓を踏まえ、本事業にて整備する施設を活用し、各施設のマネジメントの強化・改善や、製品・サービスに付加価値を加えるための教育・訓練プログラムの作成を目的とした技術協力プロジェクトの形成を検討している。

(オ) 誰一人取り残さない (Leave No One Behind : LNOB) の視点について :

☒ 本事業の最終受益者として広く対象地域の住民が想定されるが、その中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス (別添 7) 「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および評価 6 基準で実施する定性的効果の調査 (事業関係者や受益者へのインタビュー等) で確認できる範囲で検討すること。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第 4 条 (5) に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第 4 条 (6) に実施方法を示す詳細分析を含めない。

④ ベトナム ハノイ市環状 3 号線整備事業 (マイジックータンロン南間)

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲 : ハノイ市

イ) 実施機関 : 建設省 (Ministry of Construction)、運輸省タンロンプロジェクトマネジメントユニット (Ministry of Transport, Thang Long Project Management Unit)、ハノイ市人民委員会建設局 (Department of Construction, Hanoi People' s Committee)

ウ) 現地渡航¹⁵及び安全配慮

- ☒業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

- ☒本条（２）の記載以外の特段の指定はしない。

本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

- ☒本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。
- ☒事前評価表には、計画時の連携の記載はないが、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを調査する。

イ) 有効性・インパクト

- ☒事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。
- 事前評価表に記載された運用効果指標¹⁶：①年平均日交通量（PCU/日）、②所要時間（分）
 - これら運用効果指標を確認、分析するため、交通量調査を実施しデータを収集する。¹⁷
 - 事前評価表に記載された定性的効果指標：円滑な道路輸送の確保による地域経済の発展促進

ウ) 持続性

- ☒整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。対象施設は、高速道路（高架を含む延長約 5km）。

¹⁵ 現地渡航はテト正月と、その前後のカウンターパートの休暇取得等を考慮して計画すること。また、6～8月の雨季も避けて現地調査を行うことを推奨する。

¹⁶ 提案を求める事項3：運用効果指標について、事業効果を測る代替指標があれば提案をすること。

¹⁷ 2名体制での24時間の交通量調査、8時間×3交代の想定。

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ A に分類され、道路セクターに該当し、住民移転、民有地の用地取得は発生しないとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のベトナム「国道 18 号線改良事業」では、トラックの過積載等による道路の劣化に係る教訓が得られた。本事業では、過積載の監視や轍ができていく舗装の採用などの対策を計画に含んでいるか、その実施状況や効果について確認する。

(オ) 誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点について：

☒ 本事業の最終受益者として、広くハノイ市地域の住民が想定されるが、ハノイ市の交通需要へ対応するインフラ事業という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第 4 条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第 4 条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

第4条 業務の内容

(1) 実施機関に対する現地説明用資料の作成

実施機関向け資料として、対象案件ごとに事後評価調査の概要等を記載した現地説明用資料（英語／ベトナム語）を作成する。以下①～③に加え、発注者の事後評価制度の概要を含むものとする。

- ① 現地調査計画を含む全体スケジュール

- ② 調査団の構成
- ③ 案件概要

(2) 評価方針（案）の作成

- ① 対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。詳細分析を行う案件については、指示する詳細分析手法を踏まえて情報収集・分析する。
- ② 外部事後評価レファレンスに基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理する。
- ③ 評価方針（案）を作成し、発注者の承諾を得る¹⁸。

(3) 質問票の作成

- 評価方針に基づき、対象案件ごとに実施機関及び関係者に対する質問票（英語／ベトナム語）を作成する。
- 質問票については、発注者の現地事務所から対象国調査対象実施機関へ送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出する。
- 質問票は回答しやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

(4) 評価に必要な情報の収集・整理（第1次現地調査）

- ① 上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関（必要に応じて対象国関係機関）および発注者の現地事務所に説明する。実施機関等への説明に際しては、発注者が提供する既存資料を用いて発注者の事後評価制度の概要を説明する。
- ② 評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。
- ③ 発注者が事前に送付した質問票の回答を実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。
- ④ 第1次現地調査の最後に発注者の現地事務所への報告を行う。

(5) 定性調査／定量調査

- ☒ 本業務では、実施する案件はない。

¹⁸ 評価部の確認に15営業日（通常3回往復のやり取り）、その後関係部署からのコメント取り付けに10営業日が必要です。

(6) 詳細分析

☒本業務では、実施する案件はない。

(7) IRR 再計算¹⁹

☒対象案件のうち、以下の案件に関する IRR の再計算（FIRR/EIRR）を行う。

	国名	案件名	FIRR/EIRR
1	インド	ムンバイ湾横断道路建設事業（第一期）、 ムンバイ湾横断道路建設事業（第二期）、 ムンバイ湾横断道路建設事業（第三期）	FIRR/EIRR
2	インドネシア	ガジャマダ大学産学連携施設整備事業	EIRR
3	ベトナム	ハノイ市環状3号線整備事業（マイジックータンロン南間）	EIRR

- ① 事前事後を比較の上、差異の要因を分析し報告書に明記する。
- ② 別途提示する IRR 再計算シート及び計算確認シートについては、事前事後比較表の提出と同時に発注者に提示し、確認を得る。
- ③ 算出根拠資料は収集資料の一部として提出する。

(8) 事前事後比較表（案）の作成及び暫定評価

- ① 収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定（事前）と事業実施後の現時点での実態（事後）を評価項目ごとに比較した事前事後比較表（案）（原則 15 ページ以内）を作成する。その際暫定的にレーティングを付与すると共に、提言・教訓の方向性を検討する。
- ② 事前事後比較表（案）について、（発注者が開催する検討会において）発注者に説明し、承諾を得る。
- ③ 上記②について、評価判断に関わる事項に関し、検討会後に確定した場合には、事前事後比較表（最終版）を、確定した時点で提出する。

(9) 暫定評価についての実施機関への説明（第2次現地調査）²⁰

- ① （8）の暫定的な評価について、調査対象実施機関へ説明を行う。
- ② 実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施

¹⁹ 外部事後評価レファレンス 別添5を参照。

²⁰ 簡易型評価の場合には、第2次現地調査は実施しないため、本項については、必要に応じて遠隔にて実施する。

者として想定される対象国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき検討を行う。

(10) 提言・教訓の検討

- 収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

(11) 実施機関への評価結果概要のフィードバック

- 上記(9)及び(10)を踏まえた評価結果概要について、実施機関を含めた対象国関係機関、発注者の現地事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

(12) 追加情報の収集

- 上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、(11)及び(12)の業務については、対象国へ渡航して実施することを想定する。

(13) 評価報告書(案)の作成

- ① 上記(12)までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則20ページ以内の評価報告書(案)(日本語)を取りまとめ、発注者の承諾を得る²¹。
- ② 日本語版の承諾後、評価報告書案(英語／ベトナム語)を作成し、発注者の承諾を得る。
- ③ 英文について、発注者が各案件の実施機関等からのコメントを取り付ける。
- ④ ③で受けたコメントも踏まえ、評価報告書(案)(日本語・英語)を最終化し²²、発注者の承諾を得る。

(14) 教訓シートの作成

- 評価結果の確定内容を踏まえ、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート(日本語・英語／ベトナム語)を作成する。

第5条 成果品及び提出物

業務各段階において作成・提出する報告書等は本項(1)以下に示す。

作成・提出にあたる留意点は次のとおり。

- 提出は、発注者指定の形式にて提出する。

²¹ 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ15営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

²² 評価報告書(案)の最終化は(日本語・英語)のみとする。

- 提出時期は、発注者の承諾を得られた版の提出を示している。承諾までに必要な所要期間を踏まえた案の提示を行う。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 提出物のうち、写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用する。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照する。当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼する（発注者の原稿謝金基準に従う謝礼支払）。

（１） 最終成果品

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ（CD-R ３部）にて提出する。

成果品名	言語	形式	補足説明
評価報告書	日本語 ／英語 ／ベトナム語	電子データ PDF 版・Word 版： CD-R ３部	・発注者指定の指定様式に従った内容 ・原則として、各案件 20 頁以内 ・要旨（要約版を作成する場合は当該資料）を含む。

（２） 中間成果品

以下を、指定の時期に、電子データ（電子メールでの送付可能）にて提出する。

報告書名	提出時期	言語	形式	補足説明
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
現地説明資料	現地調査の 約 2 か月前	英語／ベトナム語	電子データ	
評価方針（案）	現地調査の 約 2 か月前	日本語	電子データ	・発注者指定の様式に従った内容 ・最終化までに、複数回の評価部とのやり取りと、発注者の関係部のコメントへの対応あり
質問票	現地調査 15 営業日前	英語／ベトナム語	電子データ	

事前事後比較表 (案)	第一次現地調査後	日本語	電子データ	・(案)の提出後、最終化までに、複数回の評価部とのやり取りあり
IRR 再計算シート 及び計算確認シート	第一次現地調査後	日本語	電子データ	
評価報告書 (案)	第二次現地調査後 (成果品提出の 2.5～ 3 か月前) ※簡易型は検討会後	日本語／ 英語／ベ トナム語	電子データ	要旨（要約版を作成 する場合は当該資 料）を含む
教訓シート (案)	評価報告書提出の 1 カ月前	日本語	電子データ	

(3) 提出物

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ（CD-R 1 部）にて提出する。

資料名		概要
収集資料	一次データ	➤ 定量調査で用いたデータ収集用の質問票・分析に用いたデータセット ➤ 定性調査で用いたインタビューの記録資料 ➤ 一次データの処理・分析用ファイル（STATA や R などのスクリプトファイル） 他
	IRR 再計算の根拠資料	(該当案件のみ) 発注者指定の様式に従った内容
	写真	現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5 枚/案件程度（解析度 300～350dpi）
教訓シート		第 4 条（13）参照
特殊言語版の報告書（案）		ベトナム「ハノイ市環状 3 号線整備事業（マイジックータンロン南間）」（ベトナム語）
収集データ・レーティング等のデータセット		エクセルファイルのフォームは契約後に提供

第6条 現地再委託

- 本業務では、現地再委託を想定していない²³。

第7条 「相談窓口」の設置

- 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

²³ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託により必要な理由を詳述し、協議する。

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 9.27 人月

(現地渡航回数：延べ 8 回)

※業務従事者構成の検討に当たっては、事業評価の専門性を持つ従事者を含めること

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙1 技術提案書評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：（業務主任者／〇〇 格付の目安（３号）】

- １）対象国及び類似地域：インド、インドネシア、ベトナム国及びその他途上国
- ２）語学能力：英語

（４）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（５）安全管理

- １）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

２）各国における安全管理情報

【インド】

- ・「海外安全対策ハンドブック」および「安全対策マニュアル」記載内容を熟読の上、遵守する。

- ・陸路でのパキスタンへの国境通過は禁止。
- ・夜間の外出は最小限に留める（特に女性の夜間の一人歩きは避ける）。
- ・インドで使用可能なSIMカードを入手し、事務所関係者に電話番号を伝達し、常時連絡が取れるようにする。
- ・事件・事故・災害等に遭遇した場合は、直ちに安全対策マニュアルに記載の緊急連絡先に連絡する。
- ・宗教記念日・宗教行事開催時期及び各地域で選挙が行われる期間とその前後、その他リスクが高いと考えられる期間は渡航を極力控える。
- ・ゆとりのあるスケジュールを組むこと（特に陸路移動）。
- ・安全管理部長承認地域での活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行させること。また、都市間及びサイト視察を行う際は日中のみの移動とし、夜間の移動は禁止する。
- ・空港においては出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とする。インドでは出発ロビー入場前にもセキュリティチェックがあることから時間に余裕を持って空港に到着する必要があるが、出発ロビー入場後は速やかにチェックイン等諸手続きを済ませて制限区域内に入るよう努める。
- ・外国人が多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、共和国記念日や独立記念日などテロの脅威が高くなる時期に標的となりやすい場所（空港、公的機関、治安当局施設、鉄道駅、モスク・ヒンドゥー寺院などの宗教関連施設、レッドフォートを含む象徴的な観光地、米国・イスラエル関連施設、ショッピングモールなど）では、滞在時間を最小限とする。
- ・デモや政治集会等には近づかない。
- ・旅行行程に変更が生じた場合は、必ず海外渡航管理システム上で渡航情報を変更するとともに、インド事務所安全管理アドレス宛（jicaid-security@jica.go.jp）に変更事項を連絡すること。

【インドネシア】

- ・「JICA 安全対策マニュアル（JICA インドネシア事務所作成）」を遵守する。
- ・安全対策の3原則「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない。」を徹底する。
- ・イスラム教の習慣に配慮し、露出の多い服装、飲酒、宗教的な発言は慎む。
- ・渡航者は携帯電話を所持し、事務所他関係者に電話番号を伝達し、常時連絡が取れるようにする。

- ・ 事件・事故・災害等に遭遇した場合は、直ちに安全対策マニュアルに記載の緊急連絡先に連絡する。
- ・ パスポートもしくはパスポートの写し（紙または電子データ）を常に携帯する。
- ・ 夜間における不要・不急の徒歩移動は避ける。
- ・ Gojek や Grab 等の配車アプリを含めバイクタクシーの利用及びバイクの二人乗りは全面禁止。
- ・ 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（空港、公的機関、軍・警察等の治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教施設、欧米関連施設、飲食店、ショッピングセンター、観光地、市場等）では、滞在時間を最小限とする。
- ・ デモ行進や政治集会等には近づかない。
- ・ 事務所から宿泊先、渡航日程等変更の指示がある場合には、これに従う。

【ベトナム】

1) 行動規制（業務渡航・一般渡航共通）

「ベトナム国安全対策マニュアル」記載される内容を順守しつつ、特に以下2)～6)について留意する。

2) 連絡体制

- ・ 携帯電話を常に通話可能な状態とする。
- ・ 当事務所の連絡先をご自身の携帯電話に登録またはメモ携帯する。
- ・ 当地で緊急事態、大規模災害、テロ等が起こった場合には、当事務所からの連絡を待たず当事務所の緊急連絡先まで安否と所在について自主的に報告する。

3) 移動

- ・ 地方・都市間移動の際には、夜行バスを利用しない。
- ・ 市内の移動はできる限り、「ベトナム国安全対策マニュアル」で推奨されるタクシー会社（MAILINH、TAXI GROUP、VINASUN、G7 Taxi、TAXI XANH SM）等による移動を基本とする。公共交通機関を利用する場合は、スリやひったくりに十分留意する。
- ・ 車両乗車中は、後部座席であっても、シートベルトを必ず着用する。また、地方での車両移動の際には、スピードを抑えるようドライバーと交渉する。
- ・ バイク／電動バイク／電気自転車のご自身による運転、二人乗り（当地で“セオム”と呼ばれるバイクタクシーの利用、三人以上による乗車含む）も禁止のため留意する。
- ・ 船、フェリーの利用の際には、救命胴衣が装備されたものを選定する。

4) 盗難、スリ、ひったくり対策

- ・混雑する空港、駅、ナイトマーケット、バス停・バス車中、イベント会場、外国人が多い通り等でのスリ、ひったくりに十分注意する。
- ・貴重品・多額の現金は持ち歩かない。貴重品を持ち歩く必要がある場合、貴重品を人目に晒さない（胸ポケットやズボンの後ろポケット等に入れることなくストラップ等を付けて肌身離さず身に着ける、バッグ等に収納する場合は取り出しにくいバッグの奥の方に収納する）。
- ・歩道を歩く際には、かばん等を車道側に向けない。
- ・歩行時には歩きスマホはせず、周囲の状況に気を配り、歩行中に後方から近づいてくる様な不審なバイク等には注意する。

5) 交通事故対策

- ・当地の交通ルールの遵守状況は日本と大きく異なるため、特に空が暗くなる夕方以降の外出には、無灯火の車両を含めて注意する。
- ・路上を歩行する際、道路を横断する際は、現地の慣習として車及びバイク優先であることを念頭に入れて行動する。
- ・混雑時にはバイクが歩道を通行することがあるため、歩道を歩行中でも十分に注意する。
- ・目立つ色の服を着用する。

6) その他

- ・当地では野良犬、放し飼いの犬が多く見られ、狂犬病ウイルスに感染した犬（や猫など）に噛まれた場合、命にかかわる事態となるため、飼い犬も含めて自分から近寄るようなことはせず、可能な限り接触を回避できるように通行経路を変更する。
- ・レジャー・スポーツ等のうち、危険度が高いと考えられる活動については、当該活動を提供する業者の信頼性や実績及び装備や器具の管理状態、実施時の天候等を踏まえ、実施の是非の判断、実施時の安全管理を自己責任の下で行う。
- ・当地では外国人は旅券等の身分証明書の携行が義務付けられており、確認を求められた際に所持していない場合、警告または罰金処分となる。各自、旅券の適切な管理について徹底の上対応する。（特に公用旅券所持者については、旅券の紛失や盗難等の事故を起こさぬよう十分に留意する）。
- ・ベトナム国内での電子たばこ及び加熱式のたばこを使用及び海外からの持ち込みは罰金の対象となる可能性があるため注意する。

2. 技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：事業評価にかかる業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、12 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) 要員の評価

「本公示では要員計画の評価を行います。様式 4-3 の「要員計画」は不要ですが、様式 4-4 の「業務内容」の欄を「業務内容／業務従事経験」として、従事予定者全員の①名前、②担当分野（従来と同様）③評価業務経験を記載ください。

要員を評価するにあたり、CV の提出は求めません。

業務従事者が未定の場合には、想定する経験や能力要件などを記載してください。

原則、履行期間中に要員を交代することは想定しておりません。

5) その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、

業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について（該当する□にチェック）

本案件は定額計上はありません。

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてラ

ンプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙 1：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	45
(2) 作業計画等	(25)
ア) 要員計画	20
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2